

理窓ヨットクラブ会則

第1章 総 則

第1条(名称)

この会は理窓ヨットクラブ(略称 RYC)と称し、事務局を東京都新宿区神楽坂1-3、東京理科大学ヨット部(略称 理大ヨット部)内におく。

第2条(会員)

この会は名誉会員、会員をもって構成し、その資格は次に定める。
(1) 名誉会員……会員以外で理大ヨット部に貢献し、役員会にて推薦され、総会にて承認された者
(2) 会 員……理大ヨット部を4年時に卒業した者

第3条(目的)

本会は会員相互の親睦と理大ヨット部の強化発展に寄与する事を目的とする。

第2章 役員及び役員会

第4条(構成)

本会に次の役員をおく。
(1) 会長1名
(2) 副会長2名
(3) 事務局長1名
(4) 会計1名
(5) 会計監査1名
(6) 顧問をおくことができる

第5条

役員は総会において本会会員中より選任される。

第6条

会長は本会を代表する。

第7条

副会長は会長の都合により、その会務を代行する。

第8条

事務局長は本会の事務を司る。

第9条

会計は本会の経理事務を司る。

第10条

会計監査は本会の経理運営及び財産状況を監査する。

第11条

役員任期は1年(7月～6月)とし再任を認める。任期満了の場合でも後任者が就任する迄その職務を代行する。

第12条

会長は必要に応じて役員会(以下「OB 会」と称する)を開き、その議長となり会務を司る。

第13条

OB 会は本会の役員ないしは会員有志によって構成され、その議決は出席者の過半数による。

第3章 総 会

第14条

この会の総会は毎年1回開催する。但し必要に応じて臨時に開くことができる。

2. 総会においては下記の事項を付議する。

- (イ) 本会及び現役の活動計画及び成果の報告
- (ロ) 会計報告と承認
- (ハ) 役員選任
- (ニ) その他必要と認めた事項

第15条

総会の議決は出席者(会員)の過半数で決定する。

第4章 会 計

第16条

本会の運営は年会費、寄付金、その他収入で行う。

2. 本会の会計年度は4月1日～翌年3月末日までとする。

第17条

本会運営のため、基金を募集することができる。

第5章 会則の変更

第18条

会則の変更は OB 会の議決を経て総会で決定する。

第6章 その他

第19条

本会の会務遂行のため必要な細則は、OB 会の議決を経て別に定める。

付則1. 1965年(昭和40年)制定の東京理科大学ヨット部 OB 会会則を廃止し、本会則を1990年(平成2年)4月1日より施行する。

付則2. 1994年(平成6年)4月1日改訂

付則3. 1996年(平成8年)4月1日改訂

付則4. 2003年(平成15年)5月1日改訂

付則5. 2009年(平成21年)7月18日改訂

理窓ヨットクラブ運営細則

- (1) 本会は活動の活性化を図るため地区に支部長をおき支部を設けることができる。
- (2) 本会及び現役役員との会合を役員交替時に新旧役員出席のもとに開催する。
- (3) OB会の議決により、本会の目的に関する費用を会費などから適宜支出できる。
なお会員の慶弔費はOB会の知るところによって支出することとし、会員本人の慶弔費としてお祝い、お悔やみ共に1万円とする。
- ~~(4) 基金については当面目標額300万円とし、1人3万円以上の募集を行う。さらに、OB会は基金の増資計画を立てる。(〇年〇月〇日付制定、2009年7月18日付削除)~~
- (5) 年会費は5,000円とする。
- (6) 東京理科大学体育局ヨット部支援の目的で、別途支援協議会を設け「東京理科大学体育局ヨット部支援に関する細則」として定める。(2009年6月17日付制定)